

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成23年1月28日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課 監督課長 田之上 英治 専門監督官 嶋本 輝樹 電話 073(488)1150 FAX 073(475)0113
--------	--

## 教育業への労働条件の自主点検結果について

- 約69%の事業場で何らかの問題がみられる -

厚生労働省和歌山労働局かんだよしみ(局長 神田義宝)は、和歌山県内の教育業を営む事業場に対して、労働条件に関する自主点検を行った。

自主点検の結果、全体の約69%の事業場で、基本的な労働条件等に関する事項について何らかの問題がみられた。

和歌山労働局では平成23年度において、教育業事業場に対し引き続き指導等を実施することとしている。

### 1 教育業を運営する事業場全数に自主点検を実施

和歌山県内で教育業を営む350事業場(私立の幼稚園・学校、学習塾など)に対し、チェックリストの郵送により労働条件に関する自主点検を行った。このうち、167事業場(47.7%)から有効な回答があった。

### 2 68.9%の事業場で何らかの問題がみられる(別添)

有効回答のあった167事業場のうち、68.9%で何らかの問題がみられた。主な問題点としては、

就業規則(パート就業規則を含む)を整備していない

雇入れ時に労働条件を書面で通知していない

時間外労働を適正に行っていない

年次有給休暇を取得させていない

法令、就業規則などが十分周知されていない

安全衛生管理が十分確立されていない

などがあげられる。

## 【和歌山労働局】教育業における労働条件の自主点検結果

### 1 自主点検対象

県のHP（総務学事課）タウンページ等から抽出した教育業を営む事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等に関する項目について点検を実施。

自主点検の対象は労働基準法が適用される私立幼稚園、私立小・中・高校、大学、専修学校、各種学校、予備校、自動車教習所、学習塾とした。（大学を除く公立学校については労働基準法等に基づく職権を人事委員会等が行うため、自主点検の対象から除外した。）

### 2 自主点検回答状況

上記事業場に対し、和歌山労働局より平成22年11月を中心に自主点検票（チェックリスト）を郵送した。

対象事業場数 350 事業場

返信数 177 事業場（返信率 50.6%）

返信があった事業場のうち、多忙等を理由に自主点検未実施 10 事業場

有効回答数（ - ） 167 事業場（対象事業場（ ）の47.7%）

表1 自主点検返信・回答状況

対象事業場数	返信数	返信率	有効回答数	有効回答率
350	177	50.6%	167	47.7%

### 3 自主点検結果

(1) 自主点検の回答があった167事業場について、回答結果を分析した。

表2 規模別の回答結果

全体			10人未満			10人以上		
事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率
167	115	68.9%	89	62	69.7%	78	53	67.9%

(注) 問題有：回答結果について、労働基準法、労働安全衛生法等の問題がみられ、基本的な労働条件の整備が不十分であると思われる事業場数。

- (2) 自主点検の項目別の回答結果は以下の通り。就業規則の整備、労働条件の通知、時間外労働、年次有給休暇、法令等の周知に関して問題が多い傾向がみられる。  
また労働安全衛生管理に関する項目は全般的に問題が多い傾向がみられる。

表3 自主点検項目別の回答結果

問	点検項目	適用事業場数	問題有	有問題率
1	就業規則作成・届出（10人以上） 労基89条	78	10	12.8%
2	パート就業規則作成・届出（10人以上） 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針	78	27	34.6%
3	就業規則変更時の届出（10人以上） 労基89条	78	10	12.8%
4	書面による労働条件通知 労基15条	167	36	21.6%
5	有期労働契約の期間・更新の有無等の通知 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準	167	26	15.6%
6	労働時間（週40時間、1日8時間） 労基32条	167	5	3.0%
7	労働時間の適正な算定（会議・研修・送迎等） 労基32条	167	12	7.2%
8	労働時間の適正な把握（タイムカード等） 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	167	10	6.0%
9	時間外・休日労働（36協定の届出・運用） 労基36条	167	37	22.2%
10	36協定（限度基準の遵守） 労働時間の延長の限度等に関する基準	167	32	19.2%
11	休憩時間 労基34条	167	12	7.2%
12	休日 労基35条	167	5	3.0%
13	賃金の支払い（方法、時期、控除等） 労基24条	167	1	0.6%
14	最低賃金 最賃4条	167	2	1.2%
15	時間外労働等に対する割増賃金 労基37条	167	18	10.8%
16	年次有給休暇 労基39条	167	44	26.3%
17	労働者名簿・賃金台帳の作成・保存 労基107、108、109条	167	14	8.4%
18	衛生管理体制（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任、衛生委員会の開催(注)3） 安衛12、12の2、13、18条	78	37	47.4%
19	安全衛生教育の実施 安衛59条	167	66	39.5%
20	腰痛対策・交通事故対策の実施 職場における腰痛予防対策指針、交通労働災害防止のためのガイドライン	167	80	47.9%
21	雇入時・定期健康診断 安衛66条	167	39	23.4%
22	健康診断の事後措置 安衛66の4、66の5、66の6条	167	44	26.3%
23	就業規則等の職場への備え付け等周知 労基106条	167	49	29.3%

(注) 1 適用事業場数：回答のあった事業場のうち、問の項目が適用される事業場数。

2 労基：労働基準法、最賃：最低賃金法、安衛：労働安全衛生法

3 産業医・衛生管理者の選任、衛生委員会の開催：労働者50人以上の場合に必要な衛生推進者の選任：労働者10人以上50人未満の場合に必要な

図1 項目別の有問題率

